

「伊丹市マイナンバーカード関連業務委託」に関する質問と回答

質問期限：令和8年7月7日（火）正午

回答日：令和8年7月8日（水）

通番	ドキュメント	質問内容	回答
	様式／ページ		
1		本庁での申請は、マイナ・アシストを使用したオンライン申請という認識で相違ないでしょうか。また、機材の負担区分は受託者側かご教授いただけますでしょうか。	申請は基本的にマイナ・アシストを使用して行います。週に1～2件ほど紙による申請があります。 機材のマイナ・アシストは本市で用意しております。
2		マイナンバーに関する電子証明書の更新、カード交付などの交付窓口業務は、受託者にて行う前提で間違いないでしょうか？	仕様書の5業務内容に記載しておりますとおり、「本履行期間においては、主に交付にかかる手続きを担うものとするが、担当業務については繁閑に応じて本市と受託者で協議の上で決定する。」と定めております。基本的には電子証明書の更新は市での対応を考えております。
3	「別添1」 2ページ 5.業務内容 (2)参考数値 ③想定受付件数	1日の想定交付件数110件は、各支所等を含めた件数かご教示いただけますでしょうか。実際の対応件数と考慮しても差支えないでしょうか？	現在、マイナンバーカード業務は本庁のみで行っており、支所では行っておりません。1日の交付件数110件は実際に受託者で対応いただく件数とお考えください。
4	「別添1」 6ページ 9.業務実施体制 (2)人員配置等のついて②	業務管理者の代理で業務副管理者が常駐する形でも問題ないでしょうか？	業務副管理者が常駐する形で問題はございませんが、業務管理者と市側が密に連携を取れ、定期的に現場状況を確認できる体制を求めます。
5	別添2-1（採点基準） 「第1次選考（基本事項・業務実施体制）」	同一法人の別支店（組織）の実績については、本採点項目において評価対象となりますでしょうか。	お見込のとおりです。
6	別添2-1（採点基準） 「第1次選考（基本事項・業務実施体制）」	業務管理者（1名）及び業務副管理者（最大2名）を再委託を含めて設置する場合は、再委託先の業務実績で評価をして頂ける認識で良いでしょうか。	仕様書の15留意事項等において、「受託者は、本業務の主たる部分を第三者へ委託してはならない。」と定めております。業務管理者及び業務副管理者は本委託業務の主たる役割を担う方であり、再委託をすることはできません。
7	別添3-1 フロア図	通常窓口、臨時窓口それぞれの統合端末数について、来庁者数の増減において増設をする予定はありますでしょうか。	統合端末数については、通常窓口で9台、臨時窓口で4台の設置を予定しています。来庁者数の増減によって窓口数を変更する予定はありません。